# 入国者収容所組織規則 （平成十三年法務省令第六号）

#### 第一条（入国者収容所の名称及び位置）

入国者収容所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

#### 第二条（所長及び次長）

入国者収容所に、所長及び次長一人を置く。

##### ２

所長は、入国者収容所の事務を掌理する。

##### ３

次長は、所長を助け、入国者収容所の事務を整理する。

#### 第三条（入国者収容所に置く課等）

入国者収容所に、次の二課、室及びそれぞれ首席入国警備官二人を置く。

#### 第四条（総務課の所掌事務）

総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

公印の保管に関すること。

###### 二

職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

###### 三

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

###### 四

統計報告に関すること。

###### 五

渉外、広報及び行政相談に関すること。

###### 六

職員の健康管理に関すること。

###### 七

被収容者の仮放免及び保証金に関すること。

###### 八

送還不能の被退去強制者の放免に関すること。

###### 九

所内の所掌事務の連絡調整に関すること（第七条第十二号に掲げる事務を除く。）。

###### 十

前各号に掲げるもののほか、入国者収容所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

#### 第五条（会計課の所掌事務）

会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

###### 二

入国者収容所所属の国有財産及び物品の管理に関すること。

###### 三

債権に関すること。

###### 四

保管金に関すること。

###### 五

職員の安全管理に関すること。

###### 六

職員の福利厚生に関すること。

###### 七

被収容者に対する給養に関すること。

###### 八

ボイラー及び炊事場の運営に関すること。

#### 第六条（診療室の所掌事務）

診療室は、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

医療、防疫、保健及び衛生に関すること。

###### 二

医療品及び衛生材料の受払及び保管に関すること。

#### 第七条（首席入国警備官の職務）

入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、次に掲げる事務のうち、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号から第七号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官は、第六号の事務を除く。）及び第十二号の事務を、処遇担当の首席入国警備官は第八号から第十一号までの事務をつかさどる。

###### 一

入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関すること。

###### 二

武器の携帯、使用及び管理並びに入国警備官の装備に関すること。

###### 三

出入国及び外国人の在留の管理並びに難民に関する資料の収集に関すること。

###### 四

収容令書及び退去強制令書の執行並びにその執行のための護送及び送還に関すること。

###### 五

被収容者の送還要件具備手続に関すること。

###### 六

指紋の分類及び照会・回答に関すること。

###### 七

電子計算機の運用及び保守に関すること。

###### 八

被収容者の処遇に関すること。

###### 九

被収容者の入所及び出所に関すること。

###### 十

面会及び通信に関すること。

###### 十一

収容区域その他の被収容者を収容する施設に係る警備及び保安に関すること。

###### 十二

所内の首席入国警備官の所掌事務の連絡調整に関すること。

#### 第八条（統括入国警備官）

入国者収容所を通じて統括入国警備官十二人以内を置く。

##### ２

統括入国警備官の配置は、法務大臣が定める。

##### ３

統括入国警備官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

#### 第九条（雑則）

この省令に定めるもののほか、入国者収容所に関し必要な事項は、所長が定める。

##### ２

所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

# 附　則

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、入国者収容所組織規則（平成十三年法務省令第六号）となるものとする。

# 附　則（平成一四年四月一日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年四月一日法務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日法務省令第三九号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一六日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年九月三〇日法務省令第四五号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。